

資料編

◎国際的な取り組み

- ・生物多様性条約 (CBD)
- ・生物多様性条約締約国会議 (COP)
- ・カルタヘナ議定書締約国会合 (MOP)
- ・エコシステムアプローチ
- ・地球規模生物多様性概況 (GBO)
- ・ミレニアム生態系評価
- ・生物多様性ホットスポット
- ・エコロジカル・フットプリント

◎事業活動との関わり

- ・生物多様性民間参画ガイドライン
- ・CASBEE (建築物総合環境性能評価システム)
- ・グリーン購入
- ・主な認証制度

◎なごやの緑の現況と制度

- ・緑被地の現況
- ・なごやの緑を支える主な制度

◎その他

- ・生物多様性基本法との関わり
- ・生物多様性なごや戦略策定会議 委員名簿

◎国際的な取り組み

生物多様性条約 (CBD)

1992年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択された条約で、正式名称は「生物の多様性に関する条約」といいます。日本を含めたほとんどの国（2010年3月現在、日本を含む193の国と地域。アメリカなどは不参加）が締約しています。

- 条約は、「地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること」、「生物資源を持続可能であるように利用すること」、「遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること」の3つの目的からなります。
- 条項には、開発途上締約国に対する資金供与制度（資金メカニズム）や、技術協力なども含まれています。
- 条約は、自然保護や生物多様性の保全に関するだけでなく、日常生活や社会経済活動にもつながりの深い持続可能な利用や、遺伝資源と知的所有権といった国家間の利害関係をも含んだ内容となっています。

生物多様性条約締約国会議 (COP)

生物多様性条約締約国会議（通称：COP（コップ））は、生物多様性条約の締約国全体の意思決定機関で、条約に関するさまざまな議論がなされ、決議などの形で方針が決定されます。1996年までは毎年開催されていましたが、その後は2年に1回の開催となりました。課題の必要に応じて、特別締約国会議（ExCOP：Extraordinary Meeting of the Conference of the Parties）も開催されます。2010年にはOP10が名古屋市で開催されますが、COP6で採択された2010年の目標年でもあり、これまでの取組を評価し、それ以降の戦略目標の枠組を決める節目の会議となります。

カルタヘナ議定書締約国会合 (MOP)

カルタヘナ議定書締約国会議（通称：MOP（モップ））は、正式名称を「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」といいます。遺伝子組換え生物等の利用等による生物多様性保全等への影響を防止するために、特に国境を越える移動に焦点をあわせた国際的な枠組みです。

[COP／MOP]

- ・ 気候変動枠組条約や生物多様性条約などで共通して使われることの多い略称です。
- ・ COPは条約の締結国の会議、MOPは条約の議定書の締約国の会議を意味します。

エコシステムアプローチ

生物多様性条約第5回締約国会議（2000年5月）において合意された考え方で、土地・水・生物資源を統合管理するため、それらの保全と公平な形での持続可能な利用を促進するものです。

環境省による第三次生物多様性国家戦略（第1部の「第1節 基本的視点」の「1.科学的認識と予防的順応的態度」）でも、この考え方を踏まえた記述がされています。

以下の12の原則と5つの運用指針から成り立っています。

12の原則

1. 土地資源、水資源、生物資源の管理目的は、社会的選択による
2. 管理は、最も下位の適切なレベルまで浸透されるべき
3. 生態系管理者は、彼らの行動による近隣及び他の生態系に対する影響（実際又は可能性）を考慮すべき
4. 管理により取得されうる物を認識しつつ、常に経済的観点から生態系を理解し、管理する必要がある。いずれの生態系管理プログラムも
 - (a) 生物多様性に悪影響を及ぼす市場のゆがみを軽減し、
 - (b) 生物多様性保全と持続可能な利用を促進する奨励措置を調整し、
 - (c) 可能な範囲で、生態系における損失と利益を内部化すべき
5. 生態系のサービスを維持するために、生態系の構造と機能を保全することが、エコシステムアプローチの優先目標であるべき
6. 生態系はその機能の範囲内で管理されなければならない
7. エコシステムアプローチは、適切な空間的・時間的広がりで実施されるべき
8. 生態系の作用を特徴づける時間的広がりや多様さや遅延効果を認識しつつ、生態系管理の目標は長期的に策定されるべき
9. 管理するにあたって、変化は避けられないことを認識すべき
10. エコシステムアプローチでは、生物多様性の保全と利用の適切なバランスと統合に努めるべき
11. エコシステムアプローチでは、科学的な知識、固有の地域の知識、革新的なものや慣習などあらゆる種類の関連情報を考慮すべき
12. エコシステムアプローチは、関連する社会のセクター、科学的分野のすべてを巻きこむべき

エコシステムアプローチの適用のための5つの運用指針

- I. 生態系における機能的な関係と作用への着目
- II. 利益の公平配分の推進
- III. 順応的管理の実践の利用
- IV. 取り組む課題に適切な空間的広がりや、また可能な限り最も下位のレベルへの浸透による管理の実行
- V. セクター相互の共同を確保

◎国際的な取り組み

地球規模生物多様性概況 (GBO)

地球規模生物多様性概況の第2版 (GBO2) は、2010年目標 (「現在の生物多様性の損失速度を、2010年までに顕著に減少させる」) の進捗状況を評価するため、生物多様性条約事務局がとりまとめたもので、2006年3月にブラジルのクリチバで開催された生物多様性条約第8回締約国会議 (COP8) において報告・公表されました。

地球規模の生物多様性の状況を15の指標を用いて評価しており、以下のような事項が明示されています。

- 12の指標で悪化傾向を示すなど、生物多様性の損失が進行 (下表参照)
- 2000年以降、毎年600万haの原生林が喪失
- 1970年から2000年の期間で内水面の生息種と海洋及び陸域の生息種の個体数は、それぞれ50%、30%減少
- 地球規模での資源に対する需要は、地球が資源を再生産する能力を約20%超過

第1版 (GBO) は、2001年に報告・公表されています。2010年5月には第3版 (GBO3) が発表予定で、2010年目標の達成状況を評価し、ポスト2010年目標を議論するための科学データが提供されます。

GBO2による生物多様性の状況に関する評価結果

対象分野	指 標	評価結果
生物の多様性の構成要素の現状と推移	1. 特定の生物群系、生態系、生息・生息地の規模の推移	悪化
	2. 特定の種の個体数と分布の推移	悪化
	3. 絶滅危惧種の現状の変化	悪化
	4. 社会経済的に重要性の高い家畜、栽培植物、魚種の遺伝的多様性の推移	悪化
	5. 保護地域の指定範囲	改善
生態系の完全性および生態系が提供する財とサービス	6. 海洋食物連鎖指数	悪化
	7. 生態系の連結性と分断性	悪化
	8. 水域生態系の水質	悪化／改善
生物の多様性に対する脅威	9. 窒素蓄積	悪化
	10. 侵略的外来生物種の推移	悪化
持続可能な利用	11. 持続可能な管理が行われている森林、農業、水産養殖生態系の面積	悪化
	12. エコロジカル・フットプリントおよび関連する概念	悪化
伝統的な知識、工夫及び慣行の現状	13. 言語学的多様性の現状と推移および土地固有の言語を話す人の数	悪化
遺伝資源へのアクセスおよび利益配分	14. (遺伝資源へのアクセスおよび利益配分の指標を作成予定)	不明
資源移転の現状	15. 本条約を支援するために行われた政府開発援助 (ODA)	悪化

出典：地球規模生物多様性概況2、EICネット環境用語集、環境省資料

ミレニアム生態系評価

国連の呼びかけにより、世界95カ国から約1,360人の専門家が参加し、2001年から2005年に実施された、地球規模での「生態系に関する大規模な総合的評価」です。

生態系の変化が、人間の生活にどのような影響を及ぼすのかを示し、生態系に関連する国際条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策・意思決定に役立つ総合的な情報を提供するとともに、生態系サービスの価値の考慮、保護区設定の強化、横断的取り組みや普及広報の充実、損なわれた生態系の回復などを提言しています。

人為的な生態系の変化

○ 取水と貯水量	・ 過去40年間で、河川や湖沼からの取水量が倍増 ・ ダムの貯水量は、自然の川に流れている水量の3～6倍
○ 土地利用の変化	・ 1945年以降で、18世紀と19世紀を合わせたよりも多くの土地が耕作地に転換され、地表面の約1/4が耕作地化 ・ 1980年頃以降、35%のマングローブが失われ、世界のサンゴ礁の20%が破壊され、さらに20%が極めて質が悪化、もしくは破壊
○ 肥料の使用とそのレベル	・ 人間活動により、すべての自然のプロセスを加えたよりも多量の生物学的に利用可能な窒素を生産 ・ 窒素の海への流入量は1860年の2倍
○ 漁業	・ 海産魚類資源の少なくとも1/4は漁獲過多 ・ 人間による漁獲量は1980年代までは増加したが、現在では資源量不足により減少

人為による多様性の減少

- ① 人類による絶滅速度は、自然状態の約100～1000倍
- ② 次世紀までに、鳥類の12%、哺乳類の25%、両生類の32%以上が絶滅

生態系サービスの変化を評価

- ① 生態系サービス「供給」「調節」「文化」「基盤」の24項目のこれまでの状況の評価
- ② 24項目のうち、4項目のみ（穀物、家畜、水産養殖、気候調節）向上。15項目（漁獲、木質燃料、遺伝子資源、淡水、災害制御など）が低下

4つのシナリオの提示

経済成長、人口変化、生態系管理、国家間協調の要素ごとに異なるケースを組み合わせた4つのシナリオを提示

シナリオ	テーマ	概要
世界協調	地球規模開発のあり方	貿易や経済の自由化を行い、貧困や飢餓をなくすことを目指す。4つのシナリオの中で経済成長が最も高くなる。生態系の問題は後回し。
力による秩序		地域ごとに経済活動を行い、安全と保護に重きを置く。4つのシナリオの中で経済成長が最も低くなり、地域格差が広がる。生態系の問題は後回し。
順応的なモザイク	生態系管理のあり方	流域規模の生態系に重きを置いた政治・経済活動が行われる。経済発展は少しずつ進む。
テクノガーデン		生態系サービスを得るために管理された社会。環境を損なわない科学技術を信頼し、使用する。

生態系の機能の低下を防ぐための主な提言

- ① 意思決定に対する経済的な背景を変える（市場価格で評価されない生態系サービスの価値への考慮）
- ② 政策や計画、管理を改善する（生態系保護のため、関係部局・国際機関等の意思決定を統合）
- ③ 個人の行動に影響を及ぼす（持続可能な方法で生産された製品の証明システムの構築）
- ④ 環境に優しい技術を開発し利用する（生態系への悪影響の少ない食料生産技術、生態系の回復）

◎国際的な取り組み

生物多様性ホットスポット

生物多様性ホットスポット(以下、「ホットスポット」といいます)は、「多様な動植物が生息しているにもかかわらず、生態系が危機に瀕し、人や資金の面で優先的に保全すべき地域」をいい、「その地域にしか生息しない固有植物種が1,500種以上、かつ原生の生態系が70%以上失われていること」を基準として特定されます。

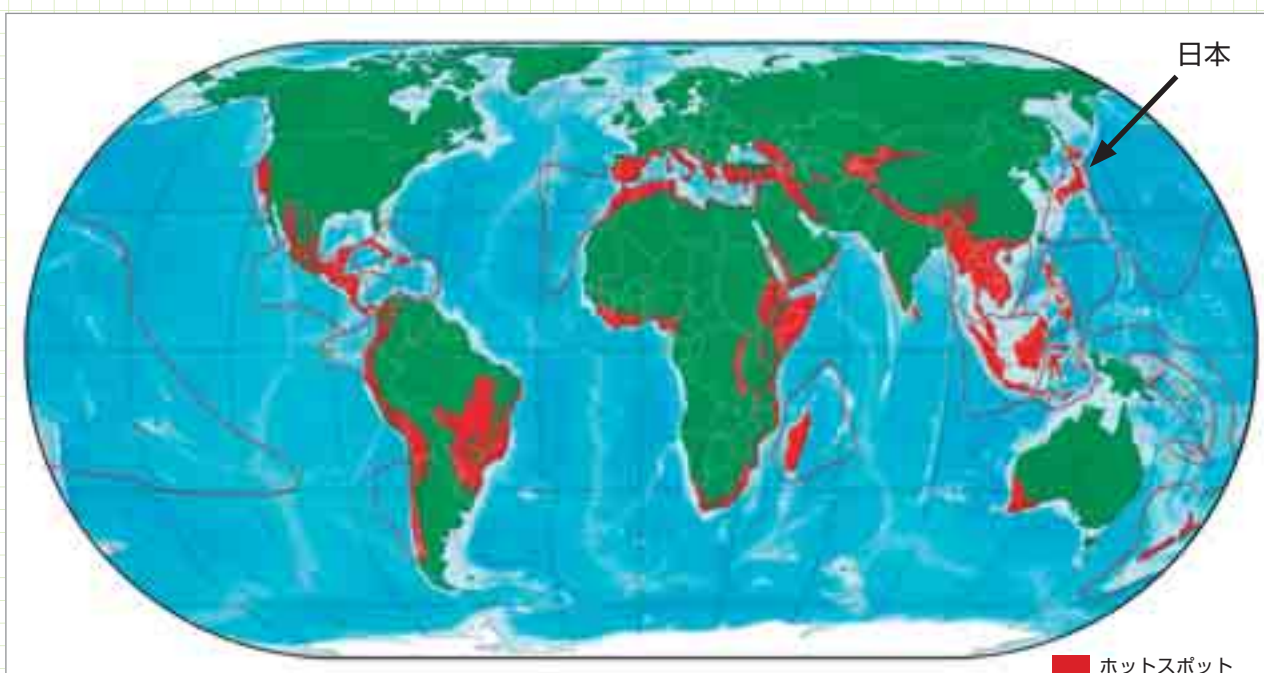
生態学者のノーマン・マイヤーズ氏が提唱した考え方で、環境NGO(非政府非営利組織)「コンサベーション・インターナショナル」が中心となり、世界の専門家100人余りの協力を得て、2000年に25地域が指定されました。

2005年2月には、400人の専門家が見直した結果、新たな地域を含む34地域がホットスポットに指定され、日本も選ばれました。

34地域の合計は地球の陸地面積のわずか2.3%ですが、地球上の全植物種の50%と陸上脊椎動物種(鳥類・両生類・爬虫類)の42%が集中する重要な地域とされています。

《日本が指定された理由とその特徴》

- 【国土の特異性】日本の国土は南北に長く、70%以上が山岳地帯で、植生が亜高山帯から亜熱帯常緑広葉樹林まで変化に富んでいます。
- 【植物固有性】日本には5600種の植物が存在し、そのうち1950種が固有種です。3000以上の島が存在し、島固有に進化した植物も多いです。
- 【動物の固有性】91種しかいない哺乳類のうち46種、64種の爬虫類のうち28種、58種の両生類のうち44種が固有種です。
- 【危機的な状況】戦後の伐採とスギ、ヒノキの植林によって天然林は18.2%しか残っていません。草地などを加えても自然の植生から80%が改変されています。



※コンサベーション・インターナショナル ジャパン (<http://www.conservation.or.jp/>) 及び

The Center for Applied Biodiversity Science at Conservation International (<http://www.biodiversityscience.org/>) 作成

※許可を受けて加筆

エコロジカル・フットプリント

人間の生活が自然環境にどれだけ依存しているかをわかりやすく示した指標で、人間の自然に対する影響の総量を土地面積に置き換え、実際に利用できる土地面積で割って求めます。

影響が大きいほど、そのために必要な土地面積が大きくなります。

地球上の人間すべてのエコロジカル・フットプリントの合計が、地球の(生産可能な)面積より大きいと、地球の限界を超えていることになります。

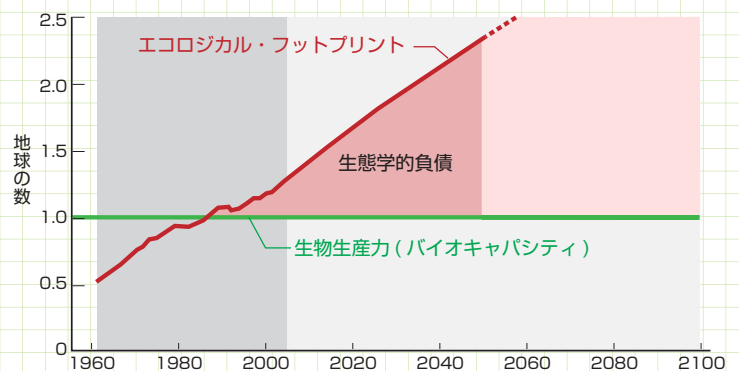
世界全体のエコロジカル・フットプリントは、1961年の時点では生物生産力を下回っており、世界全体として生態系の余剰が存在していました。ところが、1980年代に地球の生物生産力(バイオキャパシティ)を超過し、2005年には生物生産力を約30%超過しました。

現在の傾向がこのまま続くと、農業の土地生産性の伸びが今後も維持できたととしても、2030年代には100%(2倍)になると予想されています。これは、人類による資源需要と排出される廃棄物を浄化吸収するため、地球2個分に相当する生物生産量が必要になることを示しています。

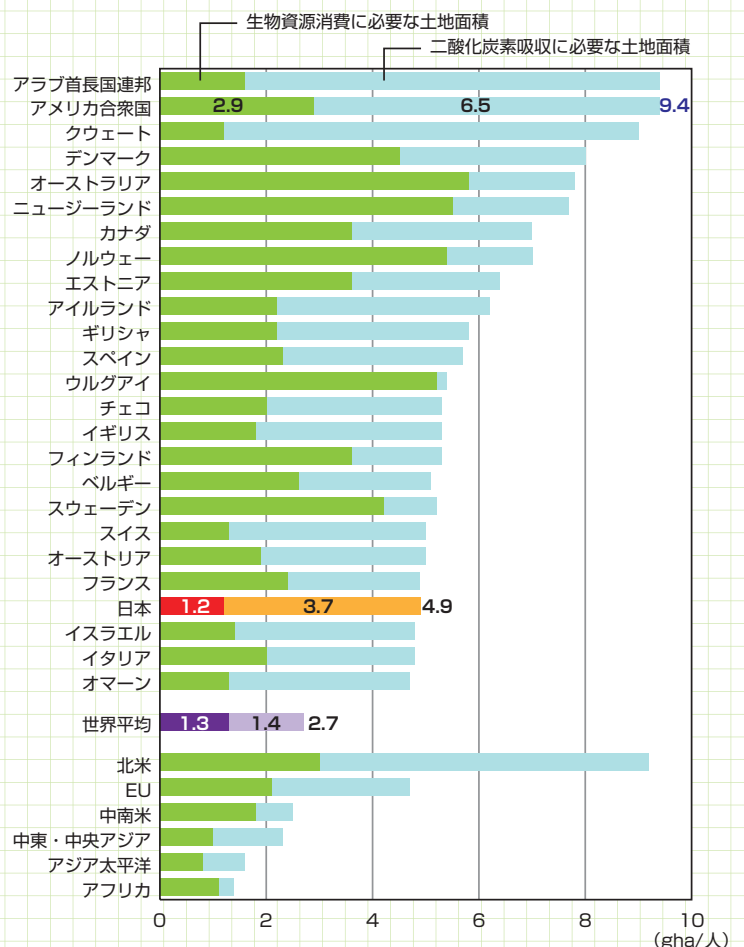
2005年のエコロジカル・フットプリントをみると、世界平均では2.7ghaでした。

日本は4.9ghaで、世界で22番目に多く、世界平均の1.8倍です。

ただし、その75%は二酸化炭素吸収に必要な土地面積で、生物資源消費に必要な土地面積は1.2ghaと世界平均1.3ghaよりも少ない傾向がみられます。各国の生物資源消費の違いには、食生活などライフスタイルの違いが表れていると考えられます。



従来の流れを継続するシナリオと生態学的負債



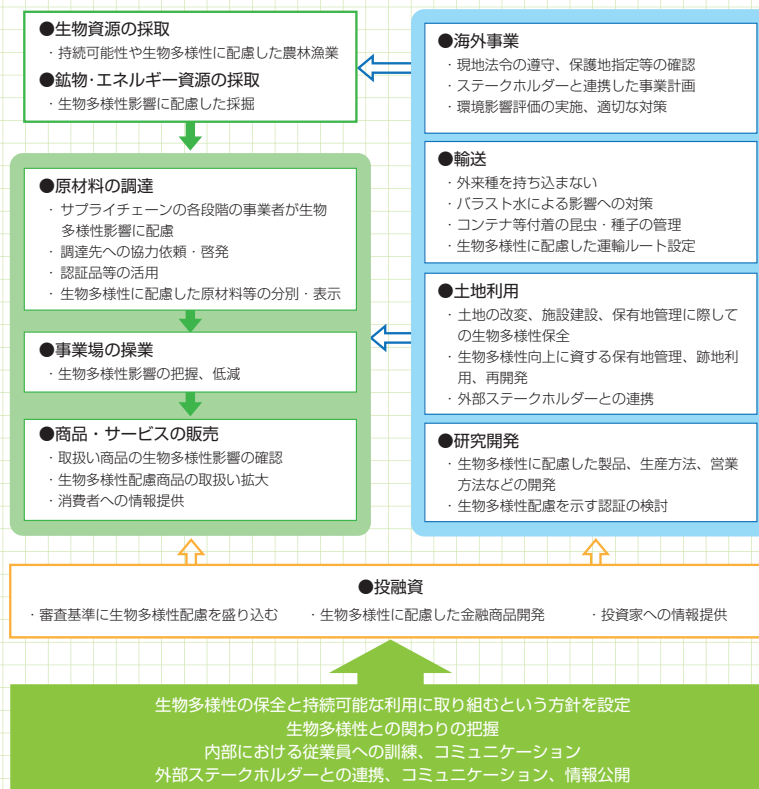
国別一人当たりエコロジカル・フットプリント(2005年)

出典：生きている地球レポート2008年版(WWF)より作成

◎事業活動との関わり

生物多様性民間参画ガイドライン

生物多様性に関わる活動への事業者の参画を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することを目的に、2009年8月に環境省より公表されたガイドラインです。事業者は、様々な主体と連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することで消費者のライフスタイルの転換を促すことが期待されています。



生物多様性に配慮した事業活動例

*環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」をもとに要約

CASBEE（建築物総合環境性能評価システム）

地球温暖化やその他の環境への負荷の低減を図ることを目的に2001年に国土交通省主導の下で開発された住宅・建築物の総合的な環境性能評価システムです。名古屋市でも建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）として導入しており、延床面積2,000m²を超える建築物の建築主には、配慮措置等を記載した建築物環境計画書の届出義務があります。概要の公表することで目的の達成をめざすとともに、環境に配慮された建築物が評価される市場の形成を期待するものです。



グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない（環境にやさしい）ものを選んで購入することです。名古屋市では、市内に所在する事業所のグリーン購入推進を目的に「事業者向け名古屋市グリーン購入ガイドライン」を定めています。ガイドラインでは具体的に品目が指定されており、その購入基準が示されています。また、指定されていない品目については、第三者機関が認定する環境ラベルを取得した製品を選択することを推奨しています。

※指定品目の例

区分	品目	購入基準
用紙・封筒類	コピー・プリンター用紙（白紙）	1. 総合評価値が80以上であること。 2. パージンパルプが原料の場合は、原料となる原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 3. 製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。

主な認証制度

《森林認証》

森林認証制度とは大きく2つの形態があり、①森が健全に正しく管理されているか、森に働く人の暮らしが守られているかなど「適切な森林管理がされていること」を保証し、②林産物が認証された森林で生産された木材を原材料とすることを保証する制度です。認証機関の制定したロゴマークは、グリーン購入の目安になります。

PEFC：森林認証プログラム

34カ国の森林認証制度が参加するPEFC評議会により運営されている、世界最大の非営利、独立のNGOです。利害関係者から独立した第三者による認証の実施を通して、持続可能な森林管理の促進を目指すことを目的に活動しています。



FSC：森林管理協議会

森林及び林産物の認証機関の評価・認定・監督を独立して行う、非営利、独立のNGOで、森林管理に関わる広範囲の会員制の組織です。



©1996 Forest Stewardship Council A.C.

このマークがついている製品は適切に管理されている森林からの木材を使っています。適切に管理された森林とは、FSCの規定に従い、独立した機関により認証された森林を指します。

SGEC：「緑の循環」認証会議

日本の森林・林業を守るために、森林管理のレベルを向上し、生産者と消費者とを結ぶ「自然環境の信頼と安心」を届ける制度です。国際的な基準を用いて持続可能な森林経営を行っている森林を認証し、認証森林から産出される認証林産物の加工・流通過程を管理・認証します。



合法木材推進マーク

違法伐採問題への取り組みと「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく合法性が証明された木材・木材製品の証明システム普及啓発のシンボルとして定められたマークです。合法木材を供給する事業者であることの表示や、合法木材証明システム及び合法木材普及啓発のPRに使用できます。



《漁業認証》

漁業認証制度とは、資源管理と生態系への影響に配慮した漁業を認証するものです。

MSC：海洋管理協議会

第三者による審査を通じて、水産資源と海洋環境に配慮した「持続可能な漁業」を認証する制度で、国際的な非営利団体により運営されています。加工・流通過程も認証されることにより、確実に認証された漁業で獲られた水産物にのみ、MSCエコラベル(通称：海のエコラベル)が付けられます。



MEL ジャパン

マリン・エコラベル・ジャパンにより運営されている新しいエコラベル制度です。認証は、生産段階認証と流通加工段階認証の2種類があります。



《その他》

RSPO：持続可能なパームオイルの円卓会議

2002年にWWFなどの呼びかけで設立された第三者機関です。世界規模で、環境に配慮して生産されたパームオイルを認証する取り組みを行なっています。



レインフォレスト・アライアンス

生物の多様性の維持と人々の持続可能な生活の確保を目的に活動する国際的な非営利団体です。環境、労働者や周辺住民の生活向上等の基準をクリアした農園が認証されます。



フェアトレード

フェアトレードは、対話、透明性、敬意を基盤とし、より公平な条件下で国際貿易を行うことを目指す貿易パートナーシップのことです。その認証ラベルには、フェアトレードのものを扱う団体や生産者を「フェアトレード団体」と認める「フェアトレード団体認証マーク」、個々の商品に貼り付けて、その商品がフェアトレードの基準に合った方法で作られていることを保証する「国際フェアトレード認証ラベル」の2種類があります。



フェアトレード団体
認証マーク



国際フェアトレード
認証ラベル

◎なごやの緑の現況と制度

緑被地の現況

緑被地の分布

まとまりのある樹林地は市東部の丘陵地に集中しています。

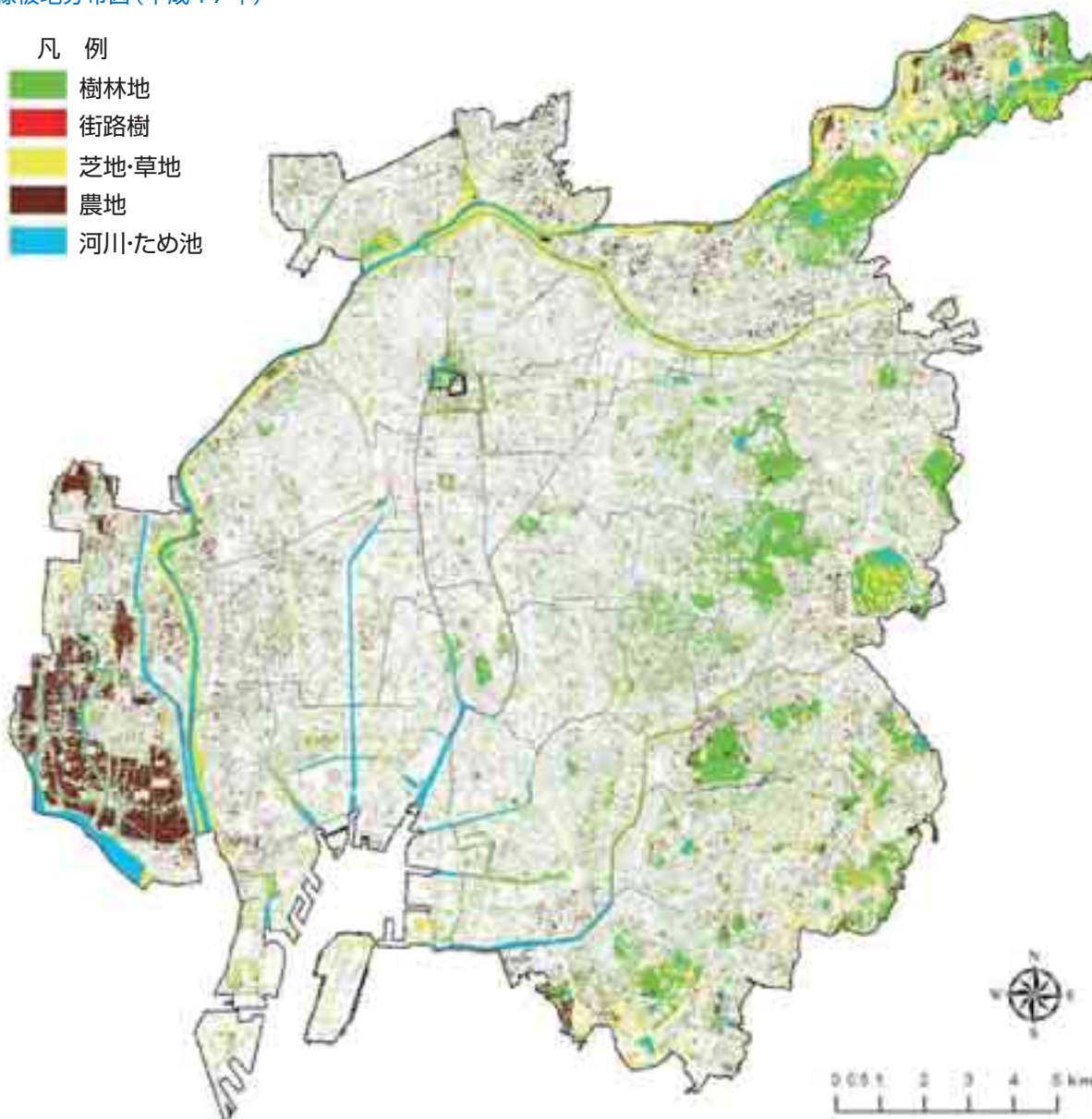
農地は、港区、中川区に集中しているほか、守山区などにも比較的多く分布しています。

庄内川や矢田川、天白川の河川敷の多くは芝地・草地となっており、樹林地は乏しい状況です。

北東部の守山区吉根・志段味地区では大規模な土地区画整理事業が行われたところであり、平成17年時点では芝地・草地が多くなっています。

緑被地分布図（平成17年）

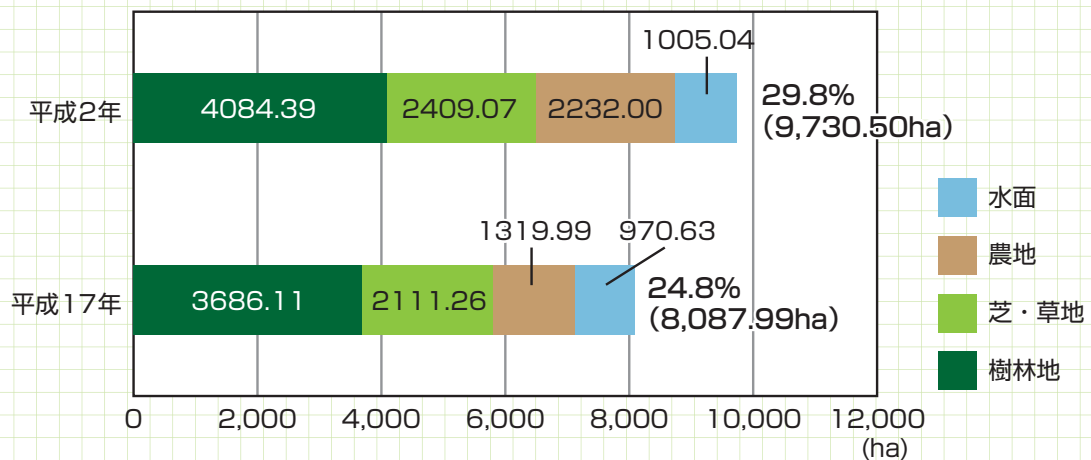
- 凡 例
- 樹林地
 - 街路樹
 - 芝地・草地
 - 農地
 - 河川・ため池



緑被率の推移

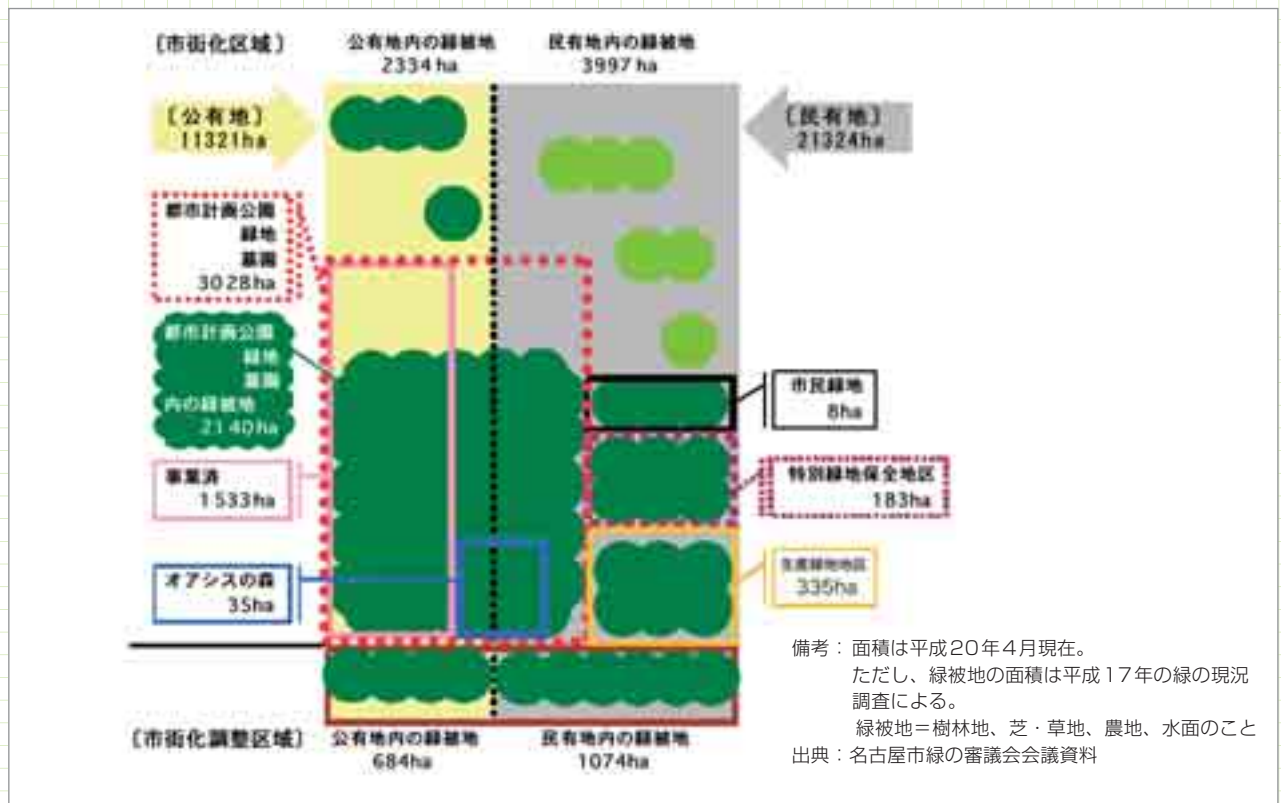
本市では、公園・緑地の整備により緑被地の確保に努めてきましたが、市街化の進展にともない樹林地や農地が減少し緑被率の減少傾向が続いています。

名古屋市域の緑被面積は8,088ha、緑被率は24.8%となっており、平成2年時点の9,731ha、29.8%から依然減少が続いています。平成2年からの15年間で減少面積が大きい緑被種別は農地の約900ha、次いで樹林地の約400haであり、農地については、市街化区域内の農地転用、樹林地については市街化に伴う住宅地への転換など、いずれも、民有地における土地利用の転換が主な原因となっています。



※平成2年の市域面積：32.637ha、平成17年の市域面積：32.645ha

なごやの緑の内訳



◎なごやの緑の現況と制度

なごやの緑を支える主な制度

制度	公有地			民有地			
	都市計画公園・緑地			特別緑地 保全地区	風致地区	生産緑地地区	緑化地域
	事業済	オアシスの森	その他(樹林地)				
根拠法令	都市公園法	オアシスの森 づくり実施要綱	—	都市緑地法	都市計画法	生産緑地法	都市緑地法
目的	良好な都市環境 を形成すると ともに、市民の憩 いの場として公 開	都市計画公園・ 緑地内の樹林地 等を市が無償で 借り受け、早期 に市民の憩いの 場として公開	—	都市の歴史的・ 文化的価値を有 する緑地や、生 態系に配慮した まちづくりのた めの動植物の生 息、生育地とな る緑地等を保全	自然的景観を保 全し、緑と調和 した低層住宅地 を形成	市街化区域内に ある農地の緑地 機能に着目し、 良好な都市環境 を形成	市街地などに おいて効果的に 緑を創出
規制内容	—	—	都市計画法第 53条による建 築制限 ・階数：二以上 で、かつ、地 階を有しない こと ・構造：主要構 造部が木造、 鉄構造、コン クリートブ ロック造その 他これらに類 する構造	建築等の行為は 現状凍結的に制 限	・土地利用にお いて、一定の 緑地の確保が 必要 ・緑地率：30ま たは40%以上 ・保存緑地(5年) ：20または40% 以上	建築等の行為は 現状凍結的に制 限、農地として 管理することを 義務付け	一定規模以上の 敷地を有する建 築物の新築や増 築を行う場合に、 定められた面積 以上の緑化を義 務付け
開発に関する 行為規制方法	—	—	市長の許可	市長の許可	市長の許可	市長の許可	—
優遇制度	—	・固定資産税、 都市計画税が 非課税 ・年間30円/㎡ の緑の保全奨励 金を交付	固定資産税・都 市計画税の評価 減(5割)	・固定資産税・ 都市計画税の 評価減及び減 免(条例では全 額) ・報奨金の交付 ・相続税の8割 評価減	固定資産税・都 市計画税の評価 減(5%または 3%)	固定資産税、都 市計画税を農地 として課税、相 続人が営農を継 続している場合、 相続税の納税猶 予	良好な緑化に対 する支援事業 (民間施設緑化支 援事業)など
本市実績 (平成20年4月)	1377箇所 1532.5ha (県営公園含む)	2地区(相生山緑 地・猪高緑地) 34.5ha(他に東 山公園・荒池緑地 で事業中約40ha)	土地開発公社資 金、都市開発資 金により先行取 得実施	71地区 183.3ha 実態として、ほ とんど神社・仏 閣、公有地を指 定	18地区 3001.8ha 第1種、第2種 風致地区を指定	約335.0ha	市域全域
損失の補償	—	なし	なし	あり	なし	なし	なし
土地の買収	—	あり	あり	あり	なし	なし	なし
緑地の担保性	高	高	中	高	低	高	—
行政コスト	中 (維持管理)	中 (維持管理、奨励 金、税制優遇) 将来は高 (買収、維持管理)	低 (税の評価減) 将来は高 (買収、維持管理)	高 (買収申し出が あった場合) 中 (損失の補償が必 要な場合) 低 (報奨金、税制優 遇)	低 (税の評価減)	低 (税制優遇)	なし

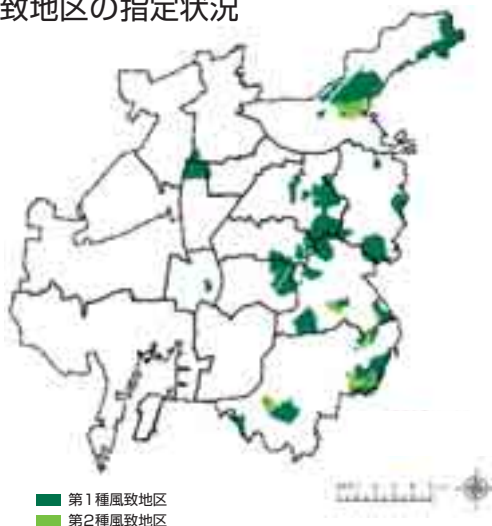
都市公園の配置図



特別緑地保全地区の指定状況



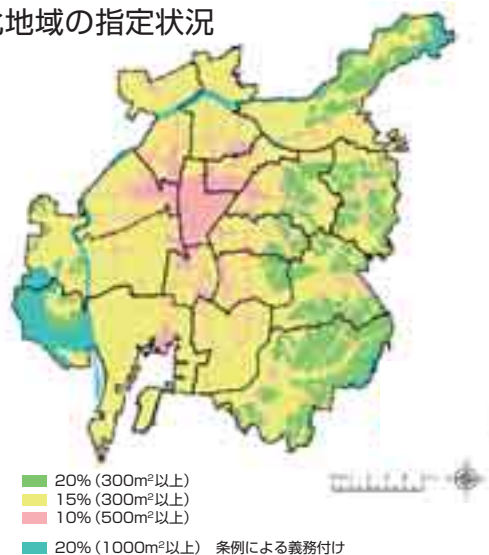
風致地区の指定状況



生産緑地地区の指定状況



緑化地域の指定状況



◎その他

生物多様性基本法との関わり

生物多様性基本法では、第5条で「地方公共団体の責務」について、第13条で「生物多様性地域戦略の策定等」について、第27条で「地方公共団体の施策」について定めています。

生物多様性基本法（平成二十年六月六日法律第五十八号）

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（生物多様性地域戦略の策定等）

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

（地方公共団体の施策）

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

第十三条2に基づく生物多様性地域戦略の要件と本戦略の対応は、以下に示すとおりです。

生物多様性地域戦略の要件	本戦略における記載内容
一 生物多様性地域戦略の対象とする区域	名古屋市域及び伊勢湾流域圏
二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標	第4章 望ましいなごやの姿 ・しみが描いた100年後の夢のなごやの姿 ・2050年に向けたビジョンと戦略
三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策	第4章 望ましいなごやの姿 ・2050年のイメージを実現するために取り組む方針
四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	第4章 望ましいなごやの姿 ・施策の方向性と想定する取り組み 第5章 もう、始まっています ・戦略の達成に向けて動き出している取り組み

生物多様性なごや戦略策定会議 委員名簿

専門家会議

座長	安田 喜憲	国際日本文化研究センター教授
委員	海津 正倫	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	香坂 玲	名古屋市立大学大学院経済学研究科准教授
	下田 路子	富士常葉大学環境防災学部教授
	芹沢 俊介	愛知教育大学自然科学系生物領域教授
	千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部教授
	辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
	土屋 泰広	(株)コンポン研究所取締役
	向井 清史	名古屋市立大学大学院経済学研究科教授

しみん検討会議

代表	千頭 聡	専門家会議委員
世話人	香坂 玲	専門家会議委員
	新海 洋子	なごや環境大学実行委員
	内木 哲朗	中津川市職員
	長谷川 明子	生物多様性アドバイザー
	広田 奈津子	生物多様性アドバイザー
	矢部 隆	愛知学泉大学コミュニティ学部教授

(五十音順)

